

提出書類チェックリスト（新2.3号認定）

■認定のための保育必要性事由

- (1) 居宅外就労…居宅外で労働する場合
※常勤・パート・自営業等で月48時間以上従事
- (2) 居宅内就労…居宅内で日常の家事以外の労働をする場合
※自営業・内職等で月48時間以上従事
- (3) 母親の出産…出産する場合（産前2か月、出産月1か月、産後2か月の計5か月）
- (4) 保護者の傷病等…病気・けがや心身に障がいのある場合
- (5) 同居親族等の介護等…病気・けがや心身に障がいのある同居の親族を常時介護等している場合
- (6) 家庭の災害…震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっている場合
- (7) 求職…求職活動のため日中の外出を常態としている場合（90日）
- (8) 就学…月16日以上かつ月64時間以上通学する場合（卒業までの期間）
- (9) 育児休業中の継続利用…産前産後休業開始より以前に施設を利用しており、育児休業取得後も引き続き保育の利用が必要であると認められる場合に限る

令和9年度用（新規）



※各種様式はこちらからダウンロードできます

- ・施設等利用給付認定申請に係る必要書類が揃っているかどうかの確認をお願いします。
- ・該当箇所には☑チェックの上、申請書等とあわせて提出してください。
- ・証明書関係は、証明日が直近3か月以内のものを提出してください。すでに、3か月以内のものを子ども保育課に提出されている場合は不要です。

共通提出書類			
子育てのための施設等利用給付認定申請書		☐	
提出書類チェックリスト		☐	
保育ができない状況を証明する書類		父	母
就労している方・新しく仕事を開始される方 （常勤・パート） ※源泉徴収票が発行される方	就労証明書（採用予定含む）	☐	☐
就労している方・新しく仕事を開始される方 （自営業・農業） ※源泉徴収票が発行されない方	就労証明書（就労開始予定含む）	☐	☐
	就労状況が客観的に証明できる書類（確定申告書・開業届等の写し）		
育児休業中で、これから職場に復帰予定の方	復職（予定）証明書 ※復職予定日より2か月以上前に記載されたものは無効となります。	☐	☐
出産される（された）方	母子健康手帳の写し等 ※表紙と分娩予定日の分かる部分		☐
病気、けがをされている方	診断書（期間及び保育できない旨の記載があるもの） ※入院が概ね1か月以上にわたる場合や常時病臥の場合は、診断書にその旨と期間の記載をお願いします。	☐	☐
障がいをお持ちの方	診断書（期間及び保育できない旨の記載があるもの）	☐	☐
	障害者手帳等の写し	☐	☐
同居親族等の介護をしている方	要介護度の確認できる書類（介護保険証・認定結果通知書の写し等） ※要介護認定2以上の場合に限りします。	☐	☐
	申述書（誰が介護をするのか及び保育ができないという旨を記載）	☐	☐
同居親族等の看護をしている方	看護が必要な方の診断書（期間及び看護の必要な旨の記載があるもの）	☐	☐
	申述書（誰が看護をするのか及び保育ができないという旨を記載）	☐	☐
災害の復旧にあたっている方	り災証明書等の写し	☐	☐
求職活動中の方	ハローワーク受付票の写し	☐	☐
学校に在学中の方 （子ども・子育て支援法施行規則第一条の五第七項に定める教育施設および職業訓練に限る）	在学証明書 ※入学予定のために学証明書を用意できない場合は、合格通知等の提出をお願いします。 入学後に必ず在学証明書を提出してください。	☐	☐
	時間割の写し ※履修科目がわかるようにしてください。	☐	☐
育児休業中の継続利用の方	育児休業証明書	☐	☐
	施設長の意見書	☐	☐
該当者のみ提出が必要な書類		該当者	
ひとり親家庭の方 ※外国籍の方につきましては、大使館で取得できる「独身証明書」等の提出をお願いします（和訳されているもの）。			
→ 児童扶養手当を受給している方	戸籍謄本および児童扶養手当証書の写し（毎年提出）	☐	
→ 児童扶養手当を受給していない方	戸籍謄本（毎年提出）	☐	
離婚調停中の方	家庭裁判所の離婚調停係属証明書	☐	
外国籍の方	在留カードの表裏の写し	☐	
生活保護を受けている方	生活保護受給証明書	☐	